

【諮問第75号】

11川公審第13号
平成11年7月15日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 藤 原 淳一郎

公文書閲覧等請求に対する承諾処分（一部公開）に関する不服申立てについて（答申）

平成10年7月16日付け10川環音第67号をもって川崎市長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する承諾処分（一部公開）の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

不服申立人の請求を拒否したのは妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

平成 10 年 6 月 17 日、本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、川崎市情報公開条例（昭和 59 年川崎市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、「武蔵野南線振動騒音問題に関する全ての資料」の閲覧等の請求をした。本件実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）は、上記請求対象文書（以下「本件文書」という。）のうち、個人情報部分を除き公開した。しかし、不服申立人は公開された資料は一部あるとして、同年 7 月 7 日、条例第 14 条第 1 項に基づき全部公開を求めて不服申立てを行ったのが本件不服申立てである。（当審査会諮問第 75 号事件）

3 不服申立人の主張要旨

平成 10 年 7 月 7 日付け異議申立書及び同年 10 月 9 日付け不服申立人の意見書によれば、不服申立人の主張は概要以下のとおりである。

公開された資料は一部であり、不十分なものである。資料にはインデックスが付いているが、ずいぶん抜けている。そのため、ほかにも文書が存在すると確信できる。

実施機関の「武蔵野南線関係の公文書はすべて公開した」との言い分には納得できない。

4 実施機関の主張要旨

平成 10 年 9 月 7 日付け実施機関の処分理由説明書及び平成 11 年 5 月 8 日の実施機関からの事情聴取によれば、実施機関の主張は概要以下のとおりである。

(1) 本件文書は、川崎市公文書管理規程では第 3 種に該当し保存期間は 5 年とされている。

本件武蔵野南線振動騒音問題自体は平成 4 年に解決しており、当時の資料は既に廃棄されているべき公文書であった。

(2) しかしながら、本件はかなり大きな社会問題になったため、解決後も時々問い合わせ等があることから、当時の状況が把握できるようにという担当者の判断により、文書の一部を内部資料として保存しておいた。

(3) (2)の全文書は重複するものなど不要なものが多数含まれていたため、膨大な資料の中から必要なもののみを抜き出して保存した。公開した資料のインデックス抜けてしまったのはそのためである。抜けた部分については、既に廃棄しており存在しない。

実施機関としては、個人情報部分を除き、存在するすべての公文書を公開したものである。

5 審査会の判断

平成 10 年 6 月 17 日付けの不服申立人の閲覧等請求書が「武蔵野南線振動騒音問題に関する全ての資料」の閲覧等を求め、同年 6 月 29 日付けで実施機関は不服申立人に対して個人情報を除き全ての公文書を公開したと称している。ところが、上記公開された本

件文書の端にアラビア数字をふったインデックスが耳に付されており、その番号が飛んでいることから、不服申立人は公開された公文書は全体の一部であるとして公開を求めたのが本件である。

(1) 本件請求対象文書の「公文書性」について

平成 10 年 9 月 7 日付け実施機関処分理由説明書及び平成 11 年 5 月 8 日実施機関事情聴取によれば、本件苦情に関する公文書は、本来の文書保存年限(5 年)を超過し、原本は現時では廃棄されてしまっており存在しないものである。しかしのちの執務上、ことに紛争解決事例の資料として有益と考えられるものを、たまたま抜き取ったり複写してファイルにまとめていた内部資料が存在していたという。そして、不服申立人の今回の閲覧等請求を受けてこれを対象公文書として扱ったまでであり、ファイルのインデックスの数字自体がもともと飛んでいただけのことでありと主張する。

実施機関はとくに本件文書の「公文書性」を争ってはいないが、行政現場でいかに「内部資料」と認識していても、それが個人所有ないし個人管理のファイルとしてではなく、当該局部署で執務参考資料として管理・保管されていた以上、「公的に支配」された文書として条例上の「公文書」(条例第 2 条第 2 号)に該当すると考えられる。

実施機関が現実に本件文書の公開に応じたことからすれば、実施機関は本件文書の「公文書」性を争点にしていらないと認められるが、本件事案の論理的前提のため、念のため確認的に論じたまでである。

(2) 本件請求対象文書になお非公開部分があるか。

本件請求対象文書のうち「個人識別情報」として非公開とされた部分について不服申立人は争ってはいないと認められる。とすると、本件の実質的争点は、本件文書にそれ以外の非公開文書が存在するか否かである。不服申立人が疑問視する根拠は、インデックスの数字の脱落である。

実施機関の処分理由説明書 2(3)後半部分には、「抜けた部分については、既に廃棄」とあり、読み方によっては、いかにも保存されていると都合の悪い個別文書をファイルから抜き取って廃棄した印象を受けないとも限らない。

しかし、実施機関の事情聴取及び処分理由説明書 1(2)と(3)前半部分をあわせて読むと、そのような解釈は実施機関の真意ではないようである。実施機関の主張の趣旨は、まず第一段階として、存在していた原本を(現時点でいえば「公文書館」のような)文書保存担当部署に移動させる際、または文書保存担当部署での保存年限切れの際に、後日の参考資料になりそうな個別文書を内部資料として保存した(処分理由説明書 2(2)の部分)。

次いで第二段階として、実施機関の処分理由説明書 2(3)前半部分及び事情聴取からは、内部資料として保存されていたファイルをある時点で整理し、その際に同一ファイル中の重複文書を処分し、いわばダイジェスト版である本件文書(ファイル)を編集した。その際に各個別文書に付されていたインデックスには何の手も加えないでおいたために、インデックス上多くの欠番が生じたというものである。そして、第三段階として、そのファイルつまりは本件文書が請求対象公文書になったというのである。

当審査会が、本件文書の編集過程を追体験することは不可能である。当審査会としては、不服申立人が釈然としない点、すなわち現存する本件文書の中に非公開とされ

た他の文書が存在するか否か、さらに進めて、本件文書以外の別文書の中に、不服申立人が求める武蔵野南線振動騒音問題に関する個別文書が存在するか否かの点の判断を求められているものと理解される。

当審査会のイン・カメラ審査のために実施機関から提出された本件文書を見る限りでは、不服申立人が問題視する公開された以外の文書は、本件文書中にファイルされていないと認められる。また本件文書以外に申立人が求める文書が存在していることを認めることもできなかった。

以上の次第で、審査会の結論表示のように判断するものである。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 石井 尚武

委員 大西 千枝子

委員 小林 美智子

委員 藤原 淳一郎

委員 安富 潔